

## 日本・ジョージア二国間投資協定

### はじめに

2021年1月29日、日本及びジョージアは「投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョージアとの間の協定」（以下、「日本・ジョージア二国間協定」といいます。）という二国間投資協定に署名しました。同協定は、日本及びジョージアのいずれにとっても、新型コロナウイルスの大流行以降に署名した初の二国間協定となります。同協定は、日本及びジョージア間で必要な批准手続を経た後、本年後半に発効する見通しです。

日本・ジョージア二国間協定への署名後、ジョージアの経済大臣は、「積極的な投資が必要となる新型コロナウイルスの収束後、とりわけ新規雇用の創出のため、できるだけ多くの日本人投資家をジョージア経済の様々な分野に誘致するべく最善を尽くす。」と述べたと報じられました。これは、特にエネルギー分野において、日本からジョージアに対する投資が着実に増加していることに基づいています。例えば、日本の大手公益事業会社は、ジョージアの水力発電会社の株式を大量に取得しました。

日本・ジョージア二国間協定には、ジョージア人投資家及び日本人投資家のために広範な投資保護が盛り込まれています。本書は、保護の対象者及びこれらの権利を享受するための方法について、詳しく解説したものです。要約すれば、同協定は、その本来の目的と新たな日本の「標準様式」に合致していれば、投資家にとって好ましいものとなります。重要なことは、同協定には、投資家対国家の紛争解決（ISDS）メカニズムという形の「歯（威力）」があるという点です。

本書では、日本・ジョージア二国間協定の規定をより詳細に検証するとともに、例えば公衆衛生を保護するための措置等、同協定の制限及び除外の一部についても取り上げます。また、建設、エンジニアリング、電力、ガス及び石油の分野に特に焦点を当てたその他の除外についても触れていきます。

### 日本人投資家及びジョージア人投資家のための新たな保護

#### 保護の対象となる者及び投資財産

日本・ジョージア二国間協定においては、日本人投資家及びジョージア人投資家が保護されます。「投資家」の定義には、日本及びジョージアの国民及び「企業」が含まれます。「企業」は、「適用法令に基づき適式に設立又は組織された」ほぼ全ての形態の会社、組織、信託、パートナーシップ又はその他の法人形態である協会が網羅されるよう広範に定義されています。但し、この種の投資協定に一般的なように、日本・ジョージア二国間協定には、ジョージア企業及び日本企業がそれぞれ、母国において「実質的な事業活動」に従事していない外国の第三者による過半数所有又は支配に服している場合、同協定より付与される権利を享受できないという「権利の否認（Denial of Benefits）」条項が規定されています。第三国の国民又は企業が「実質的な事

#### 重要なポイント

日本・ジョージア二国間協定に基づく広範な投資保護：

- 同協定の署名日は2021年1月29日。
- 同協定には、ジョージア所在の日本人投資家及び日本所在のジョージア人投資家のための強固な保護が盛り込まれている。
- 保護には、様々な制限及び除外が存在。
- ISDS条項が投資保護の後ろ盾。
- 新型コロナウイルスの大流行にも拘わらず、日本は引き続き投資協定制度を拡大。
- 投資家対国家間の仲裁における被申立人となった経験のあるジョージアも、引き続き投資協定制度を拡大。

業活動」に従事しているか否かは、国際仲裁廷における紛争の対象事項となっています。要件充足の有無を判断する上で考慮すべき要因としては、該当する企業が物理的に事務所を置いているか否か、又は、母国において税金を納付しているか否かが挙げられます。

一方、日本・ジョージア二国間協定に基づき保護される「投資財産」も、広範に定義されており、財産権、株式、出資、債券、社債、知的財産権、ライセンス、契約に基づく権利及び他の全ての資産が含まれています。但し、同協定に基づく保護の対象となるためには、日本又はジョージアの「適用法令に従って」投資されていることが必須となります。また、投資が出資の約束、収益の期待又は危険の負担といった投資としての「性質」を有することも必要となります。実際のところ、こうした性質の構成要素に関する判例は定まっていないものの、一般的には、投資が極めて投機的ではなく、かつ、1回限りの短期的取引という性質を有していないことを投資家が立証できれば、投資は保護の対象となります。

日本・ジョージア二国間協定による投資の保護が、同協定の効力発生前になされた投資にも適用されることは留意すべき点です。但し、同協定の効力発生前に起こった事象に関連する請求又は紛争は、同協定に基づき提起することはできません。

投資家は、同協定に最大限依拠できるよう、自らの投資が投資受入国の法律を遵守しつつ、同協定の要件を充足していることを立証するための措置も講じるべく、法的アドバイスを求めるべきです。法的アドバイスを求めない場合、紛争の場面において、法的な不備があったとされ、又は投資としての「性質」を有しておらず、保護の対象にはならないとされて、投資受入国による司法上の異議申立が認められるリスクが高まります。

## 享受可能な保護とは？

その他の権利の中でも、日本・ジョージア二国間協定では、対象となる外国人投資家及び投資に以下の主要な保護が与えられます。

**内国民待遇（第二条）**：同条は投資家の国籍による差別を禁ずるものです。換言すれば、ジョージア所在の日本人投資家には、ジョージアが現地投資家に付与するものと同様の待遇を受けることができます。

**収用及び国有化からの保護（第十一条）**：日本及びジョージアは、公共の目的のために非差別的で正当な法の手続に従って実施され、かつ、「迅速、適当かつ実効的な」補償の支払を伴う場合を除き、日本・ジョージア二国間協定の適用を受ける投資を違法に収用又は国有化することができないこととなっています。

**公正かつ衡平な待遇（FET）（第四条）**：投資受入国は、日本又はジョージアの投資に対して、公正かつ衡平な待遇を与える必要があります。これは、差別的又は恣意的な待遇及び投資家の正当な期待に反する政府の措置に対して保護するものです。但し、同協定における FET 基準は、投資保護協定に規定されているその他の種類の FET 条項よりも保護の基準が低いとされる「慣習的な国際法」の基準に限定されています（但し、日本は通常、このような方法で FET 条項の適用を受けています）。

**十分な保護及び保障（FET）（第四条）**：日本及びジョージアの政府は、保護対象の投資に対して、少なくとも投資受入国の国民に与えるものと同様の物理的保護（例えば、警察又は軍隊による保護）を与える必要があります。とりわけこの保護は、「慣習的な国際法」の基準とも連動しています。但し、これは、保護対象となる投資家が国内争乱、革命又はその他の種類の暴動に

よる損失に対する補償を受けられるよう衡平性を確保するための「争乱からの保護」条項（第十二条）により強化されています。

**履行要求の禁止（第六条）**：同条は、日本又はジョージアが、保護対象となる投資家に対して、保護対象となる投資の管理又は運用に条件を課すこと（例えば、輸入/輸出割当、現地生産の製品又は材料の使用の義務化）を禁止するものです。

**自由な収益移転（第十四条）**：保護対象となる日本人投資家又はジョージア人投資家は、一定の制限を条件として、自らの投資に関連する資本利得、利益、利子、使用料、手数料、配当又はその他の投資財産から生ずる収益を自由に移転することができます。

**最恵国待遇（MFN）（第三条）**：同条約により保護される日本人投資家及びジョージア人投資家は、投資受入国で投資活動する他の外国人投資家よりも不利でない待遇を受けることができます。日本の投資協定で典型的にみられるように、この保護は、他の協定に基づく権利を付与された第三者投資家と「同様の状況」にある投資家に限定されています。また、手続上の権利（即ち、投資家対国家の紛争解決（ISDS））の適用は、明示的に除外されています。

## 制限及び除外

日本・ジョージア二国間協定により投資家に与えられる保護は多岐にわたりますが、投資家又は潜在的投資家が認識すべき様々な制限及び除外もあります。特に、「公共の福祉に係る正当な目的（例えば、公衆衛生、安全及び環境）」を保護するために適用される措置は、「緊急事態」<sup>1</sup>を除き、第十二条に基づく取用に該当しないという点に留意する必要があります。この種の条項は投資協定において頻繁に規定されるようになっており、外国投資を含む事業に悪影響を及ぼす新型コロナウイルスの拡大を防止するための措置を講じるよう投資受入国に圧力がかかっていることから、より一般的になるとみられます。一般原則として、政府は、除外の恩恵を受けるためには、講じた措置は誠実に制定されたものであり、自国の法律及び手続に違反していないことを立証する必要があります。措置に対して均衡性テスト（proportionality test）を適用する仲裁廷も一部存在します。

その他の義務は、協定を遵守していない現行措置を一定の保護から除外する、[日本・ジョージア二国間協定に添付されている]付属書に記載の留保事項によって制限されています（例えば、日本国民又は日本法人のみが日本における採掘権を有することができる」と規定する日本の鉱業法の要件は、「内国民待遇」による保護の違反に該当しません）。特定の産業セクターに適用される将来的な措置に関する追加的な留保事項もあります。特に留意すべきは、[日本・ジョージア二国間協定に添付されている付属書 I の]ジョージアの表に記載の除外です。かかる除外により、ジョージアは、「全労働者の 50%超をジョージア国民とする建設事業及びそれに関連するエンジニアリング事業に対する投資に係る措置を採用又は維持すること」が可能となります。ジョージアの表は、電気、ガス及び石油の分野に対する日本人の投資に影響を及ぼし得る措置に対する第二条（内国民待遇）及び第六条（履行要求の禁止）の適用も制限するものです。

日本・ジョージア二国間協定による保護に依拠しようとする日本人投資家及びジョージア人投資家にとって重要なことは、除外の可能性のあることを認識することとともに、自らの投資が別のストラクチャーによってより保護さ

<sup>1</sup> 類似の表現は、新型コロナウイルスの大流行前の近年に日本が締結した投資協定（例えば、アルゼンチン（2018年）及びモロッコ（2020年）との投資協定）の一部にも使用されています。

れる可能性の有無について慎重に検討することです（これにより、他の国際協定に基づき別的手段に依拠できる場合もあります）。

## 執行可能な権利及び義務

日本・ジョージア二国間協定には、投資家が国際仲裁を通じて同協定に基づき付与される権利を執行することが可能となる、投資家 対 国家の紛争解決（ISDS）メカニズム（第二十二条）が規定されています。具体的には、第二十二条に基づき、日本及びジョージアは、投資紛争解決国際センター（ICSID）規則又は国際連合国際商取引法委員会規則（UNCITRAL 規則）のいずれかに基づく仲裁に投資紛争を付託することに合意しています。日本及びジョージアの両国は、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）及び国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（ICSID 条約）の締結国となっています。これは、保護対象の投資家に有利な仲裁判断が、該当する条約の如何なる締結国の法域においても、該当する国家（日本又はジョージア）に対して執行可能であることを意味します。

この ISDS 条項は、日本が近年締結した投資条約の大部分のものと類似しており、日本人投資家及びジョージア人投資家に、それぞれの法域外でも紛争解決手続を開始する権利を与えるものです。この保護が利用できることで、日本からジョージアへの投資に関連する政治リスクを軽減できるため、日本人投資家の資本コストを抑えることも可能となります。

ジョージアは、2005 年に *Kardassopoulos 対 Georgia 事件* で初となる投資条約に基づく仲裁を提起されました。石油セクターのギリシャ人投資家である *Kardassopoulos* 氏が提起した本事件では、「ジョージアは、石油採掘権に基づく同氏の権利を違法に収用した」という仲裁廷の判断に従い、損害賠償金 1,500 万米ドルを同氏に支払うよう裁定が下されました。その後ジョージアはさらに、投資家から投資条約に基づく請求を 13 件受けています。かかる請求の多くは現在も係争中であり、投資家からのジョージアに対する請求の内、4 件では投資家の請求が認められたものの、その他の請求は商業的に解決されているか、中止されています。よって、ジョージアが、ISDS 条項が規定された条約への同意は、外国投資を誘致する上で重要であると引き続きみなしていることは注目に値します。

これとは対照的に、日本は、投資協定に基づき請求を受けたことはありません。しかしながら、より多くの日本人投資家が、外国政府との交渉で有利な立場を確保するための手段及び投資家 対 国家間の仲裁手続の開始を通じて自らの権利を保護する手段として、投資協定を活用する準備を行う傾向にあります。

## 追加情報

クリフォードチャンスでは、外国政府との紛争におけるストラクチャリング及び解決を網羅した投資協定に関する広範なガイダンスをご用意しております。同ガイダンスは概要に過ぎず、法的アドバイスではありません。日本・ジョージア二国間協定に基づき享受可能な保護に関する追加的説明が必要な方、又は国際投資保護のための投資協定の活用全般についてさらにお知りになりたい方、以下に記載の弊所カウンセルにご連絡下さい。また、[投資協定プランニングに関する追加情報](#)及びについては、リンク先をご覧ください。

## CONTACTS



**Peter Harris**  
Counsel, Tokyo

**T** +81 3 6632 6635  
**E** peter.harris  
@cliffordchance.com



**Sam Luttrell**  
Partner, Perth

**T** +61 8 9262 5564  
**E** sam.luttrell  
@cliffordchance.com



**Romesh Weeramantry**  
Counsel, Singapore

**T** +65 6410 2257  
**E** romesh.weeramantry  
@cliffordchance.com



**Yusuke Abe**  
Partner, Tokyo

**T** +81 3 6632 6332  
**E** yusuke.abbe  
@cliffordchance.com



**Hans Menski**  
Partner, Tokyo

**T** +81 3 6632 6669  
**E** hans.menski  
@cliffordchance.com



**Natsuko Sugihara**  
Partner, Tokyo

**T** +81 3 6632 6681  
**E** natsuko.sugihara  
@cliffordchance.com

This publication does not necessarily deal with every important topic or cover every aspect of the topics with which it deals. It is not designed to provide legal or other advice.

[www.cliffordchance.com](http://www.cliffordchance.com)

Clifford Chance (Gaikokuho Kyodo Jigyo)

Palace Building, 3rd floor

1-1, Marunouchi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo  
100-0005, Japan

© Clifford Chance 2021

Abu Dhabi • Amsterdam • Barcelona • Beijing •  
Brussels • Bucharest • Casablanca • Dubai •  
Düsseldorf • Frankfurt • Hong Kong • Istanbul •  
London • Luxembourg • Madrid • Milan •  
Moscow • Munich • Newcastle • New York •  
Paris • Perth • Prague • Rome • São Paulo •  
Seoul • Shanghai • Singapore • Sydney •  
Tokyo • Warsaw • Washington, D.C.

Clifford Chance has a co-operation agreement  
with Abuhimed Alsheikh Alhagbani Law Firm  
in Riyadh.

Clifford Chance has a best friends relationship  
with Redcliffe Partners in Ukraine.